

瀬戸市告示第19号

平成27年瀬戸市告示第155号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年3月4日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後         |  |  | 改正前         |  |  |
|-------------|--|--|-------------|--|--|
| 別表          |  |  | 別表          |  |  |
| 第1欄         | 第2欄  | 第3欄  | 第1欄         | 第2欄  | 第3欄  |
| <省略>        |  |  | <省略>        |  |  |
| 規則第2条第1項第6号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるも | <p>&lt;省略&gt;</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</p> | 規則第2条第1項第6号 | 官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるも | <p>&lt;省略&gt;</p> <p>&lt;省略&gt;</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</p> |

|        |        |
|--------|--------|
| のに限る。) | のに限る。) |
| <省略>   | <省略>   |